2 表現形式の創作 (une création de forme) であること

(1) 原則

「著作物は、公表の有無にかかわりなく、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたとみなされる」(111-2条)。このように著作物は、<u>構</u>想の実現という事実のみによって(de seul fait de la réalisation de la conception de l'auteur)創作されたとみなされる。構想に留まらず、それが実現されることが必要である(破毀院第一民事部 2000 年 10 月 17 日 97-20.820)。

構想が実現されたものにおいても、<u>形式(forme)と本質(fond)</u>とは区別され、形式のみが保護される。本質に該当するものは、主にアイデアである。判例(破毀院第一民事部 2003 年 6 月 17 日 01-17.650)は、「著作権は、アイデアまたはコンセプトを保護するものではなく、それらが表現されたオリジナルな形式のみを保護する」とし、この原則を確認する。アイデアを保護しないとする思想の背景には、アイデアは自由に移動するものであり、何人もアイデアを独占することはできないという考えがある。アイデアの独占はその後の創作活動を妨げることが、その理由である。

アイデアのほか、機能、情報、手段・方法、コンセプト、主題などが本質(fond)に該当しうる。たとえば、コンピュータ・プログラムの機能は、著作権法により保護されない(破毀院第一民事部 2005 年 12 月 13 日 03・21.154)。欧州司法裁判所 2012 年 5 月 2 日 C・406/10 も、コンピュータ・プログラム指令は、コンピュータ・プログラムの機能を保護するものではなく、コンピュータ・プログラムは、それが著作者に固有の知的創作であるという意味において創作的であれば保護されると判断する。

ただし、どこまでが本質で、どこまでが形式か、という実際上の区別は困難である。 古典的著作物の考え方を、コンピュータ・プログラムのような情報処理の著作物に当て はめることができるのかも問題となり得る。

(2) 不法行為 (不正競争と寄生行為) に基づくアイデアの保護

第三者がアイデアを奪取する行為は著作権侵害とならないが、不正競争 (concurrence déloyale) や寄生行為 (parasitisme) に該当するとして不法行為による保護が認められる場合がある (破毀院第1民事部 2018 年 5 月 3 日 16-26.531, 3DSoft c/ TOYOTA 事件は、プログラムの著作権侵害を否定したが、寄生行為を理由とする損害賠償請求を肯定した控訴院判決を支持)。

不正競争や寄生行為を理由とする不法行為(民法典 1240条 旧 1382条)が成立するためには、アイデアの奪取に過失が必要とされる。ただし、「アイデアは自由に移動するものであるから、競争相手のコンセプトを変更しつつ奪取したことはただ乗りを構成しない」(破毀院第1民事部 2017年6月22日14-20.310)。結局、著作権侵害でない場合に、不正競争行為や寄生行為が成立する要件は明確ではない。不法行為が成立

する場合、その効果として、原状回復(réparation en nature)、つまり、問題となる行為の禁止も可能である。

(3) 機能のみからなる表現形式

明文規定は存在しないが、機能のみからなる表現形式は著作権により保護されない(意 匠については、511-8条に規定がある)。この原則の適用は、特に応用美術において問題 となるが、機能と表現形式との区別は容易でない。

機能と形式を区別する基準については、①複数形式説(la théorie de la multiplicité des formes: 実用的機能に関係なく、技術的成果を複数の形式によって表現しうるならば著作権による保護は可能と考える見解と、②分離可能性説 (la théorie de séparabilité: 形式は、表現が技術的効果と独立して存在する場合にしか保護されないと考える見解)とがある。①はかつて採用されていた基準であり、②が現在の判例通説である(欧州司法裁判所 2002 年 6 月 18 日 C-299/99 は商標に関するものであるが複数形式説を否定)。

(4) 表現形式の感得可能性

著作物は他人に伝達されることを本質とするから、伝達できる感得可能な形式で表現されなければならない。破毀院商事部 2013 年 12 月 10 日 11-19.872 は、「著作権は、創作物がその伝達を可能とするために十分な明確性をもって識別可能である限りにおいてのみ、感得可能な形式における創作を保護する」と判断する。

他人に感得されなければ、精神の著作物は存在し得ない。ただし、意匠(511-5条)と 異なり、視認できない形式でも保護され得る。感得は、人によって直接的に感得される ものである必要はなく、コンピュータを介して感得しうるものであっても良い。オブジェクト・コードも著作権法による保護の対象となる。

伝統的に著作権法により保護される著作物は、視覚または聴覚およびこれらの組み合わせによって感得されるものを対象にするが、法による限定はない。問題となるのは、味覚・聴覚・触覚によって感得される創作物であるが、味や香水の著作物性は否定されている(味について欧州司法裁判所 2018 年 11 月 13 日 C-310/17、香水について破毀院商事部 2013 年 12 月 10 日 11-19.872)。

香水や味についての著作物性を否定するにあたって、判例は、表現形式の客観的明瞭 識別可能性という新たな要件を創設したと評価されている。前掲欧州司法裁判所 2018 年 11 月 13 日によれば、①明瞭に識別可能であり、かつ②正確かつ客観的な方法で表現され得るものであること、が必要とされる。保護対象とそうでないものを区別できることが必要であるため、明瞭性が求められ、各人が主観を排して、同様に認識しうることが必要であるため、客観性が求められる。味や香りは、主観により評価が異なりうるので、著作権による保護の対象ではないとされる。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237